

平成29年度三重まると自然体験研修参加支援事業実施要領

(趣旨)

三重県が誇る海・川・山の豊かな自然を「体験」という形で生かし、国内外から人を呼び込み交流を促進するため、県内で実施される「自然体験プログラム」を魅力的かつ安全なものへ磨き上げ、県内外からの集客力の向上を実現できる人材の育成に取り組む。

このため、自然体験の実践者や受入組織の運営に携わる者が、高度な技術力や企画力、安全管理の能力等を習得する研修会等に参加する経費を当該年度の予算の範囲内で支援する。

(対象研修)

第2条 対象とする研修は、国内で当該年度末までに開催され、参加者を公募する研修会等で、自然体験プログラムの集客力や安全性の向上に資するものとする。ただし、三重県主催のものを除く。

(支援要件)

第3条 三重県は次のすべての要件を満たす場合、当該年度の予算の範囲内で、第1号様式による申込みを受け付け、申込書の内容を審査した上で支援する者を決定する。

申込者が、三重県内で自然体験プログラムの実践や自然体験受入組織の運営による集客交流に取り組む者であること。ただし自治体職員は除く。

研修参加後も県内で自然体験プログラムの実践等に従事するとともに、三重県が主催する自然体験に係る研修会等を開催する場合に、成果報告をできる者であること。

研修参加に関して、他の公的機関等からの補助を活用していないこと。

(参加回数)

第4条 同一団体による同一研修会への参加支援は2名までとする。また、同一人物の参加支援は、当該年度1回までとする。

(参加者の選定)

第5条 三重県は申込書に記載された内容に基づき、研修参加目的及び研修内容が所属団体や地域における自然体験の取組において、研修内容が積極的に活用できるものであるか(実用性)、県内の自然体験のモデル的取組につながるものであるか(モデル性)について審査し、支援の可否を決定する。

(終了後の報告)

第6条 参加支援を受けた者は、受講後14日以内に、その内容を第2号様式により三重県に報告するものとする。

(参加経費の支払い)

第7条 研修参加に要する経費(受講料、研修会指定の資料代)は、原則、県から研修会等主催者に支払うものとする。飲食費等その他必要な経費は、申込者の負担とする。旅費は、三重県における職員等の旅費に関する条例(三重県条例第四十六号)に準じて申込者に支給する。

ただし、研修参加に要する全体経費(受講料、研修会指定の資料代、旅費)の支援上限額は8万円とする。

自己都合により参加をキャンセルした場合にかかるキャンセル料等は、申込者の負担とする。

附則 この要領は平成29年6月12日から施行する。